

エプソン「R4 シリーズ」ソフトウェア年間保守サービス契約のご案内

1. 保守サービス契約の主な内容

※詳細は、別紙規約をご確認ください。

1. サポートセンターにて操作に関するお問い合わせ対応。
2. 保守サービス期間内（1年間）にリリースされるバージョンアップをダウンロードにて無償提供。

2. 「ソフトウェア年間保守サービス契約」お申込書 < F A X 返送先 : 03-5919-5380 >

太枠内（申込数と支払方法、下段のお客様情報）にご記入、ご捺印の上、F A Xにてお申込ください。（記載金額は税別金額）

対象ソフトウェア	保守契約料金	申込数	追加1U 保守契約料金	申込数	オプション契約 (CDオプション料金)	申込数	支払方法 ※いづれか選択
財務顧問 R4 Professional	38,000円		10,000円		6,000円		払込・口振
財務顧問 R4 Basic	30,000円		10,000円		6,000円		払込・口振
財務応援 R4 Premium	38,000円		10,000円		6,000円		払込・口振
財務応援 R4 Lite+	30,000円		10,000円		6,000円		払込・口振
給与・法定調書顧問 R4	44,000円		9,000円		6,000円		払込・口振
給与応援 R4 Premium	44,000円		9,000円		6,000円		払込・口振
法定調書顧問 R4	20,000円		5,000円		6,000円		払込・口振
減価償却顧問 R4	30,000円		8,000円		6,000円		払込・口振
減価償却応援 R4	30,000円		8,000円		6,000円		払込・口振
法人税顧問 R4	44,000円		9,000円		6,000円		払込・口振
内訳・概況書顧問 R4	20,000円		5,000円		6,000円		払込・口振
所得税顧問 R4	35,000円		7,000円		6,000円		払込・口振
申請・届出書顧問 R4	18,000円		4,000円		6,000円		払込・口振
事務所管理顧問 R4	30,000円		7,000円		6,000円		払込・口振
相続税顧問 R4	50,000円		10,000円		6,000円		払込・口振
消費税顧問 R4	20,000円		5,000円		6,000円		払込・口振
電子申告顧問 R4	22,000円		7,000円		X	X	払込・口振

※記載は税別の年間契約料金です。1年分を一括でお支払いいただけます。保有されているライセンス数を上限としてお申しいただけます。

※追加1Uおよびオプション契約は、元になる1Uの保守サービス契約が前提となり、お申込時期によって月割請求する場合がございます。

※オプション契約は1契約につき、1枚CDをご提供します。（バージョンアップ発売時に提供）

※保守加入対象バージョンは、最新バージョンとなります。旧バージョンご利用の場合は、バージョンアップ品のご購入が別途必要となります。

<お客様情報> ※お客様番号は必ずご記入ください

お客様番号								
会社名								
部署名				お名前			様	印
ご住所	〒							
TEL				FAX				

■保守サービス契約締結までの流れ

1. 上記「保守サービス契約」お申込書にご記入、ご捺印の上、F A Xにてお申込ください。
2. お支払方法の選択によって預金口座振替依頼書（口振を選択）またはご請求書（払込を選択）を郵送します。
※ご請求書は収納代行会社S M B Cファイナンスサービス株式会社より発送いたします。
3. 保守サービス契約の締結は、料金支払方法が口座振替（口振）の場合は預金口座振替依頼書の弊社受領をもって、払込の場合はご入金（コンビニ・郵便局・銀行振込みづれか）をもって締結し、お手続きが完了いたします。

※ご請求書類の送付について10日前後お時間をいただく場合がございますのでご了承ください。

【ご注意】弊社にご登録のないお客様（未登録、または弊社販売代理店にてご登録のお客様）は受付いたしかねますのでご了承ください。

*保守サービス内容に関するお問合せ先：会計ソフトインフォメーション（登録センター） TEL：050-3155-8170(No.3)

R4 シリーズ ソフトウェア年間保守サービス規約

1. 対象製品

当社指定の「保守サービス申込書」(以下「申込書」といいます)に記載の「R4 シリーズ」(インター-KX R4/広域 R4/簡易 R4)の該当ソフトウェアを対象とします。なお、申込書を受領した時点で当社が販売を終了している製品、および、既に次年度バージョンリリース済みのバージョンの製品は対象外とし、当社は原則として保守サービスの提供義務を負わないものとします。

2. 保守サービス契約の成立

- (1)当社へ直接お申込みの場合(当社指定販売代理店経由でお申込みの場合を含む)
保守サービス契約は、お客様が所定の「保守サービス申込書」により申込みをし、当社が承諾したときに成立します。お客様は、保守サービス契約の成立後、保守サービス契約の料金を支払うものとします。
- (2)当社指定サポート特約店にお申込みの場合
お客様が当社指定サポート特約店(以下「特約店」といいます)と保守サービス契約を締結する場合は、契約の内容および支払方法等については、特約店が定めるところによるものとします。

3. 保守サービス期間

- (1)毎月15日までに当社が申込書を受領したものは翌月1日、それ以降のものは翌々月1日を保守サービス開始日とし、期間は保守サービス開始日より1年間とします。ただし、お客様が当社または特約店と協議の上サービス開始日を定めた場合は、合意した日をサービス開始日とします。
- (2)インター-KX R4 シリーズのソフトウェアをご利用の場合は、本体サポート期限が到来した時点で、保守サービス開始日より1年未満であっても保守サービス契約を自動的に終了します。

4. 保守サービス内容

保守サービスで提供するサービスは以下の通りです。お客様が特約店と保守サービス契約を締結する場合は、一部内容が異なる場合があります。

(1)サポートセンターでの問合せ対応

対象製品のプログラムに関し、操作方法等の不明な点をサポートセンターにて回答します。ただし、会費・税務等に関する業務知識やネットワーク設定等の相談には回答できません。なお、お客様の問合せ対応方法については、以下のいずれかによるものとします。

(お電話による問合せ)

受付電話番号および受付時間については当社ウェブサイト等でご案内します。なお、サービス品質向上を目的に、お電話での対応内容を録音させていただくことがあります。

(FAXによる問合せ)

受付FAX番号については当社ウェブサイト等でご案内します。なお、当社指定休日に受信の場合等、当日のご回答ができない場合があります。

(遠隔サポートサービス)

当社オペレーターが必要と判断した場合に、お客様のパソコンとサポートセンターの対応者のパソコンをインターネットを介して接続し、お客様のパソコンの画面に表示された内容を共有しながら、各種操作やトラブル診断に必要な操作方法をご案内します。お客様は、ご利用の際に提示された「遠隔サポートご利用規約」に同意の上、利用するものとします。なお、お客様がインターネットを利用するために必要なハードウェア、ソフトウェアおよび回線等の利用環境については、お客様の責任と負担において準備するものとします。

(2)バージョンアッププログラムの無償提供

対象製品のプログラムに関し、税制変更に伴う改正や機能アップがあった場合、バージョンアッププログラムを無償で提供いたします。

・提供するプログラムは、保守サービス開始日以降にリリースされたプログラムに限ります。

・当社が運営するダウンロードサーバーからのダウンロードにより提供いたします。

・バージョンアッププログラムの提供を受けるには、当社がインターネット上で運営する「マイページ」に、保有商品として対象製品の情報を登録し、ライセンス認証を受ける必要があります。

・当社にて大規模なプログラム改訂が必要と判断した場合は、有償のご提供となる場合があります。

5. 保守サービスの対象外

保守サービス期間中に対象製品のバージョンアップを行った場合には、バージョンアップ版のソフトウェアが保守サービスの対象製品となり、旧ソフトウェアは保守サービスの対象外となります。

6. 保守サービス契約の更新

(1)保守サービス期間終了日の1ヶ月前までに、保守サービス契約更新のご案内をします。お客様はご案内に従い、契約更新または解約の手続きをするものとします。

(2)契約更新時、当社は「ソフトウェア年間保守サービス規約」の内容の変更をできるものと、お客様はこれに同意の上、更新するものとします。

7. 保守サービス契約の中途解約、解除

(1)保守サービス契約は年間契約とします。

(2)お客様が所定の手続きにより、いつでも保守サービス契約を中途解約できるものとします。

(3)下記のいずれかに該当する場合は、当社はお客様に催告することなく保守サービス契約を解除できるものとします。

・所定の支払期限までに、お客様から保守サービス契約料金の払込みがないとき

・口座振替でお支払の場合に、保守サービス契約申込から1ヶ月以内に、預金口座振替依頼書が当社に到着しないとき

・お客様が対象製品の使用権を失ったとき

・お客様がインター-KX シリーズをご使用の場合は、対象ソフトウェアが属する本体のサポート期限が終了したとき

・お客様が本規約に違反し、当社より催告を受けると、当該催告の日から14日以内に当該違反が改善されないとき

(4)前二項の定めに従い、保守サービス契約が中途解約または解除された場合であっても、お客様は、保守サービスの料金の返還を当社に対して請求することはできません。また、お支払方法が月払いの場合(月払い価格の設定がある商品のみ)には、お客様は解約料として残期間の料金を当社に支払うものといたします。

(5)加入・更新から1年経過する前にお客様の希望で契約を解除した場合は、解除時の保有商品(バージョン)を対象とした再契約の申込みはできません。

8. 保守サービス契約料金の変更

保守サービス契約更新の1ヶ月前までに当社からお客様へ通知することにより、保守サービス契約料金の金額を変更することができるものとします。

9. 保守サービスの再委託

当社はお客様に対する保守サービス業務の全部または一部の提供を第三者に再委託することができます。

10. ユーザー登録情報の変更

お客様は、「マイページ」に登録したユーザー情報に変更が生じた場合に、すみやかにその変更内容を当社に通知するものとします。

11. 個人情報・機密情報

(1)当社は、お客様の個人情報について、当社の個人情報保護方針およびプライバシーステートメントに基づき管理いたします。

<個人情報保護方針> http://www.epson.jp/privacy_policy/esj.htm

<プライバシーステートメント> https://www.epson.jp/products/ac/privacy_statement/ac.htm

(2)お客様がサポート特約店から対象製品をご購入の場合、当社がサポート特約店よりお客様の個人情報

報の提供を受け、本ソフトウェアに関するお客様へのサービスまたはサポートの提供目的において利用いたします。

(3)当社およびサポート特約店は、保守サービス提供時に知り得たお客様の機密を、保守サービス業務の再委託先を除く第三者に開示・漏洩しません。

12. 協議事項

本規約の条項に規定されていない事項、あるいは本規約に関して疑義が生じた場合は、お客様、および当社は双方協議の上、円満に解決するよう努めるものとします。

13. 専属的合意管轄裁判所

本規約に関連して紛争が生じた時は、東京地方裁判所または東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

R4 シリーズ ソフトウェア年間保守オプションサービス規約

1. 保守サービス契約オプション：「オプション CD サービス」について

(1)オプション CD サービス契約の内容

・税制変更に伴う改正や機能アップ等のバージョンアッププログラムを保守サービス契約中のお客様に無償提供する際は、ダウンロードにてご提供いたしますが、お客様のご利用環境にてインターネットへの接続ができない場合などは、オプション CD サービスのご契約により、CD-R 等、当社が指定するメディアでご提供いたします。

なお、メディアのご提供は、1契約につき1枚となります。

・オプション CD サービスは、対象製品毎のご契約となります。また、ご提供できるバージョンアッププログラムは、お客様がユーザー登録(保有登録)されているソフトウェアで、契約期間中にリリースされたバージョンに限定します。

・CD-R 等による提供時期は、ダウンロードによる提供時期と異なる場合があります。

・スタンドアロン環境でご利用かつバージョンアップ時にオフラインライセンス認証用 CD を自動手配するためには、必要台数分のオプション CD サービス契約が必要です。

(2)オプション CD サービス契約のお申込み

・保守サービス契約お申込み時、所定の申込書にて併せてお申込みください。

・当該ソフトウェアの年間保守サービスのご契約が無い場合はお申込みをお受けできません。当該ソフトウェアの年間保守サービスのご契約期間中にお申込みいただく、ソフトウェアの年間保守サービスと同時に申込みください。

・トータルソフトウェア年間保守契約をご契約の場合は、ご契約中のトータルソフトウェア年間保守契約対象かつお客様が保有する製品のうち、メディアが必要なソフトウェアを個々に指定してお申込みください。

(3)オプション CD サービス契約期間

・オプション CD サービス契約期間は、ソフトウェアの年間保守サービスの契約と同一の期間でご契約いただきます。

・インター-KX R4 シリーズのソフトウェアの年間保守サービスをご契約で、本体のサポート期間終了によりソフトウェア年間保守サービスが自動的に終了した場合は、同時にオプション契約も終了となります。

・保守サービス契約期間の途中にオプション契約をお申込みの場合は、オプションの契約期間を保守サービス契約期間と合わせます。この場合、オプション契約の初年度の契約期間は月割りとさせていただきます。

(4)オプション CD サービス契約のお支払、更新

・オプション CD サービス契約のお支払方法は、保守サービス契約と共通とします。

・契約更新の1ヶ月前までに当社からお客様へ通知することにより、オプション CD サービス契約料金の金額を変更することができるものとします。

R4 シリーズ ソフトウェア年間保守サービス規約(付則) 保守サービス料金のお支払等について

付則 1-1. 保守サービス料金のお支払

(1)口座振替

・口座振替のお申込書をいただき、当社指定の代金収納事務委託先が、お客様の指定銀行口座からサービス開始月に口座振替を行うこととします。

・保守サービス契約更新時の料金のお支払いについても同様とします。

(2)払込み

・保守サービス契約成立後、当社より請求書または払込票を送付いたします。当社指定の払込方法によって、請求書または払込票に記載する支払期限までにお支払いください。

・当社指定口座へのお振入の際に要する払込手数料はお客様のご負担とさせていただきます。

・保守サービス契約の更新時の料金のお支払いについては、継続中の保守サービス契約終了月の末日までにお支払いください。

(3)当社指定販売代理店(商品購入初年度のみ)

・対象製品ご購入と同時に保守サービス契約をお申込みになる場合は、対象製品をご購入いただいた当社指定販売代理店(保守サービス取扱可能店)を経由して、当社との保守サービス契約をお申込み受付可能な場合があります。取扱可否や、お申込み方法についてはご購入の販売代理店にご確認ください。

・当社指定販売代理店から当社へ、当社指定の保守サービス申込書が送付されることにより、保守サービスが開始されます。申込書の送付が遅れた場合など、保守サービスを開始できないことがあります。

・保守サービス契約更新時の料金のお支払いについては当社より請求書または払込票を送付いたしますので、継続中の保守サービス契約終了月の末日までにお支払いください。

付則 1-2. 保守サービス契約の更新

(1)最初の保守サービス契約料金のお支払いを口座振替とした場合

・保守サービス契約終了日の1ヶ月前までに、当社より保守サービス契約更新のご案内をさせていただきます。

・お客様はこの案内に従い、契約更新を希望されない場合は、所定の解約申請を当社に送付いただくものとします。

・更新のご案内に記載する期限までに解約申請を送付しただけなかつた場合は、保守サービス契約は自動的に継続されます。

・保守サービス契約が自動的に継続された場合は、付則 1-1(1)の定めに従い、口座振替により、更新時の保守サービス料金をお支払いいただくものとします。

(2)最初の保守サービス契約料金の支払方法を払込みまたは当社指定販売代理店経由でお支払の場合

・保守サービス契約終了日の1ヶ月前までに、当社より保守サービス契約更新のご案内をさせていただきます。

・お客様はこの案内に従い、当社指定の手続きをとっていただくことにより、さらに1年間、保守サービス契約を継続することができます。

・更新のご案内に記載する期限までに所定の手続きを終了しただけなかつた場合には、保守サービス契約は終了となります。

* 保守サービスオプション契約料金のお支払、更新についてもこの付則の定めによるものとします。

* 当社サポート特約店に保守サービスをお申込みいただく場合は、当該特約店所定のお手続きを行ってくださいとなります。詳細は、当該特約店にお問合せください。

エプソン販売株式会社
〒160-8324 東京都港区新橋4-1-6 JR 新橋ミライナタワー
セイコーエプソン株式会社
〒392-8502 長野県諏訪市大和3-3-5

●お客様情報保護方針およびお客様情報についてのお問い合わせは…
個人情報保護窓口： <https://cform.epson.jp/form5/pub/e999/privacy-info>
月～金曜日(祝日、当社指定休日を除く)
* 受付時間外に着信したお問い合わせにつきましては、翌営業日の確認とさせていただきます。